3級地	2.412	—	2.437	2.460	2.475
4級地	2.224	2.225	2.246	2.266	2.279
5級地	1.659	—	1.671	1.681	1.688
6級地	1.345	1.345	1.351	—	1.358
無級地	—	0.875	0.873	0.871	0.869
					B
1級地					0.198
2級地					0.166
3級地					0.131
4級地					0.113
5級地					0.061
6級地					0.032
無級地					−0.012

㈱　北海道、東京都及び静岡県並びに福岡県にあつては、Bの率にそれぞれ1.2115、163.306、0.055及び0.164を加算した率とする。

第10条第10項の算式によつて算定した数の段階	乗率A		乗数B
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	10.06	6.54	2,000
6.00以上10.00未満のもの	35.78	30.77	7,400
10.00以上14.00未満のもの	62.68	45.48	7,900
14.00以上18.00未満のもの	123.34	60.30	8,400
18.00以上22.00未満のもの	151.21	67.69	8,900
22.00以上のもの	180.32	86.92	9,400

備考

1　「離島に係る市町村」とは離島振興法、奄美振興法若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法第３条第３号に規定する離島に係る市町村をいう。

2　「その他の市町村」に係る乗数Bは０とする。

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
4級地	0.528	1.624	1.609
3級地	0.665	1.105	0.874
2級地	0.687	0.754	0.379
1級地	0.776	0.455	0.191
無級地	0.000	0.000	0.000

七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	種別補正	
		公共災害復旧事業債	1.00
		単独災害復旧事業債	0.50
		地盤沈下等対策事業債	0.60
		緊急治山等事業債	0.60
		激甚災害対策特別緊急事業債	0.60
		特殊土壌対策事業債	0.60
		鉱害復旧事業債	0.60
		小災害債	0.50
		法第13条第10項の補正	
		その団体の指数が100に満たないもの	
		その団体の指数	1.00
		その団体の指数が100以上のもの	
		100	1.00
		100を超え200までの数	1.03
		200を超え300までの数	1.10
		300を超え400までの数	1.15
		400を超え500までの数	1.20
		500を超え700までの数	1.29
		700を超え1,000までの数	1.41
		1,000を超え1,500までの数	1.58
		1,500を超え2,000までの数	1.76
		2,000を超え2,500までの数	1.90
		2,500を超え3,000までの数	1.98
		3,000を超え3,500までの数	2.04
		3,500を超え4,000までの数	2.08
		4,000を超え5,000までの数	2.10
		5,000を超える数	1.80
八　補正予算債償還費	昭和58年度から平成10年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正	
		⑴　昭和61年度補正予算債	0.500
		⑵　昭和62年度補正予算債	0.975
		⑶　平成４年度補正予算債	1.000
		⑷　平成５年度補正予算債	1.000
		⑸　平成６年度補正予算債	1.000
		⑹　平成７年度補正予算債	1.000
		⑺　平成８年度補正予算債	1.000
		⑻　平成９年度補正予算債	1.000
		⑼　平成10年度補正予算債	1.000